

# 会 議 録

会議の名称	平成27年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第3回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成27年10月22日（木） 午後6時00分～午後8時45分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	1人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 委嘱状の交付・市長挨拶 3 委員の自己紹介・事務局職員紹介 4 会長互選・挨拶、職務代理者指名・挨拶 5 平成27年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 6 個人情報保有等届出状況の報告について 7 諮問事項 8 その他 9 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

## 平成27年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成27年10月22日（木）午後6時00分～午後8時45分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

### 3 内 容

(1) 平成27年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①職員給与支給業務 ②職員共済組合業務 ③通知カード・個人番号関係事務 ④住民基本台帳事務 ⑤固定資産税賦課業務 ⑥市民後見人推進業務 ⑦高額介護サービス費の負担区分判定業務 ⑧市街地再開発事業施行地区内における建築行為等許可業務 ⑨通学路防犯カメラシステムの運用業務 ⑩しごとづくり事業運営業務 ⑪職員給与支給業務変更届 ⑫住民基本台帳事務変更届 ⑬固定資産税・都市計画税賦課徴収業務変更届 ⑭在宅人工呼吸器使用者災害時支援業務変更届 ⑮小金井市市街地再開発事業補助金交付申請受付業務変更届 ⑯職員共済組合業務廃止届 ⑰ 国民健康保険税収納業務廃止届

(3) 諮問事項

諮問第21号 人事・給与システムについて

諮問第22号 国税・地方税電子申告システムについて

諮問第23号 認証業務関連事務の委任について

諮問第24号 基幹系固定資産税システムについて

諮問第25号 小金井市権利擁護センター運営委託業務について

諮問第26号 小金井市在宅人工呼吸器使用者災害時支援情報システムについて

諮問第27号 通学路防犯カメラシステムの本人以外収集について

諮問第28号 通学路防犯カメラシステム保守点検委託について

諮問第29号 しごとづくり事業委託について

(4) その他

ア 小金井市個人情報保護条例及び小金井市個人情報保護条例施行規則の一部改正について

イ 次回の日程について

4 出席者

【会 長】

松 行 康 夫

【職務代理者】

仮 野 忠 男

【委 員】

朝 倉 和 子      植 草 康 仁      加 藤        進      金 澤        昭

亀 山 久美子      白 石        孝      多 田 岳 人      樹        一 美

土 屋 義 弘

【市 側】

稲葉市長

<情報システム課>

菅野情報システム課長

<職員課>

大久保給与厚生係長

長村給与厚生係主任

川口給与厚生係主事

<地域安全課>

久保田地域安全係主任

<市民課>

松井市民課長

松本市民係主事

<経済課>

當麻経済課長

田嶋産業振興係長

<保険年金課>

本木保険年金課長

<資産税課>

上石資産税課長

根本家屋係長

木村家屋係主事

荒川家屋係主事

<地域福祉課>

関地域福祉課長

鈴木地域福祉係主任

松本地域福祉係主事

<介護福祉課>

高橋介護福祉課長

薄根介護保険係主任

<健康課>

高橋健康課長

平岡健康課主査

<まちづくり推進課>

高橋まちづくり推進課長

永井まちづくり推進課専任主査

平野まちづくり係主任

<庶務課>

中島庶務係長

松下庶務係主任

<学務課>

鈴木学務課長

山本学務係長

中村学務係主任

湯浅学務係主事

<総務課>

中村総務課長

諏訪情報公関係長

郷古情報公関係主任

【傍聴者】

1名

**【総務課長】**

開会の挨拶

**【市長】**

挨拶

(委嘱状の交付)

**【総務課長】**

(委員の自己紹介・事務局職員紹介)

(会長選出) 松行委員を選出

(職務代理者指名) 仮野委員を指名

以上、内容は省略

**【松行会長】**

それでは、ただいまから平成27年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

それでは、まず「平成27年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について」を行います。前期委員であった方には、既にお手元に届いているかとは存じますが、訂正等ございますでしょうか。

**【加藤委員】**

会議録の出席者欄ですが、会長、職務代理者の表記がなく、発言部分は会長としか表記がないため誰が会長なのかわかりません。市民に公開するわけですから、できれば括弧書きで、「会長」、「職務代理者」と表記していただいたほうがいいのではないかと思います。

**【松行会長】**

ただいま加藤委員から御意見がございましたが、いかがでしょうか。特に反対がないようですので、加藤委員の提案を承認したいと思います。

他に会議録に関して訂正等ありますか。ないようですので、これを認め承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく、個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

**【市長】**

初めに報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが38件、届出廃止に関するものが7件、届出変更に関するものが9件でございます。

次に諮問事項について、今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第11条に基づく、「通学路防犯カメラシステムの本人以外収集について」、個人情報保護条例第14条に基づく、「人事・給与システムについて」、同じく「国税・地方税電子申告システムについて」、同じく「基幹系固定資産税システムについて」、同じく「小金井市在宅人工呼吸器使用者災害時支援情報システムについて」、個人情報保護条例第27条に基づく、「認証業務関連事務の委任について」、同じく「小金井市権利擁護センター運営委託業務について」、同じく「通学路防犯カメラシステム保守点検委託について」、同じく「しごとづくり事業委託について」の合計9件でございます。

細部につきましては、事務局を通じて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

**【松行会長】**

確かに承りました。

**【総務課長】**

申し訳ございませんが、市長は公務がございまして、ここで退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

**【松行会長】**

それでは、審議に入りますが、審議に入る前に事務局から説明を受けたいと存じます。

まず、個人情報保有等届出状況報告書について、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課から受けることで進行いたしたいと存じます。

では、事務局から説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告をさせていただきます。

今回の届出は開始38件、廃止7件、変更9件でございます。

保有届1ページ、部課別の明細をお開きください。部課別の届出状況は御覧のとおりでございます。2ページから5ページはその内訳になっておりまして、備考欄に「諮問関連」の記載がある届出につきましては、諮問事項と関連するものですので、後ほど諮問の説明と併せて報告させていただきます。

それでは、事業概要集がございまして、そちらの1ページを御覧ください。「職員共済組合業務について」でございます。届出番号07-231、232の

開始2件及び届出番号07-105、108、112、113、114、197の廃止6件です。これらは関連してございますので、一括して説明させていただきます。職員課の案件でございます。

平成27年10月の被用者年金一元化により、共済年金が厚生年金に統一され、掛金・負担金及び給付額の算定基礎が、給料を基準に算定する「手当率制」から、厚生年金が採用している「標準報酬制」に移行をしているところでございます。

これに伴いまして、職員の標準報酬等級及び月額を共済組合に報告するための様式変更がなされたため、届出を行うものでございます。

保有届6ページを御覧ください。6ページの右側に07-231、7ページの左側に07-232でございます。新たに保有する個人情報の内容としましては、表中の個人情報の内容欄を御覧ください。書式につきましては、様式類集がございましたので、そちらの1ページ及び2ページに書式がございました。

廃止6件につきましては、保有届37ページに廃止届の内訳について記載をしてございますので、そちらを御覧ください。

#### 【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

#### 【総務課長】

事業概要集2ページを御覧ください。

「通知カード・個人番号カード関係事務について」でございます。届出番号09-162、164から178の合計16件でございます。関連してございますので、一括して説明をさせていただきます。市民課の案件でございます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行され、平成27年10月から通知カードの送付による個人番号の通知、平成28年1月からは、個人番号カードの交付が開始されます。

このことに伴いまして、通知カードの返納や再交付、個人番号カードの交付申請や券面事項変更の届出等、通知カード・個人番号カードに関する住民からの届出を受け、事務を実施するため、届出を行うものでございます。

保有届7ページ、そして8ページから12ページに開始16件を載せてございますので、御覧ください。保有する個人情報は、表中のそれぞれの個人情報の内容欄を御覧ください。書式につきましては、様式類集3ページから20ページと

多くなってございまして申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

**【松行会長】**

ただいま事務局から説明がございました。

対象となる事項が、説明のとおり多数ございまして、対象となる個人情報の内容も届出状況報告書の各ページ、複数ページにわたって記載されてございます。

大変読みづらくて恐縮でございますが、既に御読みいただけたかとは存じますので、御意見、御質問があればよろしく願いいたします。

**【仮野委員】**

通知カードの返納に関する届出書、個人番号カードの交付に関する届出書が多数ありますが、通知カードの返納とはどのようなケースがありますか。

また、再交付、個人番号カードの券面事項の変更などはどのようなケースがありますか。

**【市民係主事】**

まず、通知カードの返納ですけれども、10月から皆さんにこの番号がつけましたという通知カードの発送を行っています。この番号は、基本的に一生変わらない番号とされているのですが、通知カードについては、一定の条件に当てはまる場合には、市役所に返していただくことが定められています。例としては、国外に転出をされた場合があります。日本国内にいらっしゃらなくなった場合は、市役所に返していただくということになりますので、そのような場合に返納していただくことがあります。

**【仮野委員】**

再交付は。

**【市民係主事】**

再交付については、国外にいらっしゃって、カードがなく使えなかった方が日本に戻ってきて改めて申請をする場合です。また、カードを紛失したことによって再発行する場合は再交付という扱いとなっております。

**【仮野委員】**

最後に個人番号カードの券面事項の変更については。

**【市民係主事】**

これは、通知カードについても同じですが、カードには住所が記載されています。住所の変更があった場合、住所の変更をそれぞれのカードについてする必要がありますので、その届出の際に受け付けします。

**【仮野委員】**

その際に個人情報はどうしても扱うのですね。

**【市民係主事】**

はい。

**【白石委員】**

2点あります。1点目は届出状況報告書7ページ、様式類集3ページ、4ページにあります09-162「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」です。

私どもは、去年の段階からドメスティックバイオレンス、児童虐待、東日本大震災の被災者・被害者等で住民登録の住所に住んでいない方々に通知が届かない場合や、逆に届くことによって不利益が生じるケースがあるということで、全国的に求めた結果、今年からこの特例措置が設けられたのですけれど、様式類集の4ページにも記載されているように、周知期間が8月24日から9月25日までという極めて遅い時期、それも期間を区切って行われたわけです。小金井市にも一定の届出があったと思いますが、10月5日段階で付番され、今、通知カードの印刷が行われていて、順次郵便局に持ち込まれている段階ですが、この期間に間に合わなかった方の取扱いについてはどのようにされていますか。まずその1点についてです。

**【市民課長】**

居所登録については、全国的にも周知をされ、一定のご申請を小金井市にもいただきまして、申請いただいた方については滞りなく登録済でございます。10月5日の付番時点で、それらの情報が地方公共団体情報システム機構にも共有されますので、9月25日の締め切りに間に合わなくても、10月5日の付番までの間に私どものほうで事務手続きが間に合った方については、引き続き申請を受け付して対処させていただいております。もし、10月5日以降こういった方で居所にいらっしゃらなくて受け取れなかった場合については、通知カードが市へ一旦戻ってまいりますので、そのような方については特別な対応をさせていただこうと思っています。また、DV被害者などで加害者側に個人番号を知られてはならないような方については、10月5日の時点で送付先が確定しておりますので、一旦は届いてしまうケースもございます。ただ、個人番号が加害者側にいったことにより、その方の安全性が確保できない場合は、法令や総務省の措置基準に基づいて、ご申請いただきまして、個人番号の変更を行い、再度通知をさせていただくということになるかと思っております。

**【白石委員】**

届かなかった方は、住民登録の市役所にて保管しているので取りに来ていただく、一定の期間が過ぎたら廃棄処分にして、改めて再交付するなどの手続はいいのですが、DV被害者や児童虐待関係の方は、1人でも多く救済すべきだと思います。国や自治体からすれば、何十分の1、何十万分の1かも分かりませんが、当事者にとってみれば非常に重大なことになるわけです。

それから、今、通知カードを郵便局へ持ち込まれるのも、全国的に段階的にしかできない。要するに約1億2,700万の通知を封書に入れて、約5,500万の世帯に配達するわけですからね。ただ、小金井市であれば小金井の担当郵便局と調整をして、郵便局に持ち込まれ、郵便局から配達されるギリギリのところまで、最後の1通まで引き抜く等のことが可能なかどうかということをお伺いしたいのです。

**【市民課長】**

引き抜きは、現実的には不可能な状態になっています。通知カードの作成から郵便局の持ち込みまで、すべて委任をしております。どの段階でどの通知カードがどこへ届くということも、こちらとしては情報の収集に努めているところですが、市としてそのような対応ができるような状態ではないということです。

**【白石委員】**

私としては、これは国も自治体も努力不足だと思いますし、極めて遺憾です。

2点目の質問は、届出状況報告書9ページ、様式類集は9ページにあります、09-168「個人番号変更請求書」です。既に新聞などで取手市等において、誤って番号付きの住民票の写しを交付し、まだ利用開始されていないのに銀行等へその住民票の写しを提出してしまったため、番号の変更を検討するとの報道がありました。個人番号の付番は法定受託事務ですから、この番号変更については、国が統一的な基準・見解を出していると思いますが、この様式を見ても、例えば、上のほうに表がありますね、個人番号から書いて。この個人番号の不正利用のおそれがあると認められるものを全部自分で書かなければいけなくなっているのですけれども、その欄外の※印の2つ目に「不正理由のおそれがあると認められる理由が「紛失」の場合には、紛失した事実を証する書類等を添付してください。」とあります。これ1行であれば、例えば、警察署に紛失届を出しました、受理をされましたということかと類推されるのですが、それ以外で、個人番号の変更について統一的なマニュアルは出来ていて、国から自治体に周知されているのかどうかお伺いしたいです。

**【市民係主事】**

国からどのような事例が悪用される事例に該当しますといった、具体的なマニュアル等は示されておりません。変更については、個別に判断することになっていますが、1つの例として、DV加害者にDV被害者の番号が伝わってしまう場合は、まさに悪用されるケースかと思えますので、そのようなところを一つ一つ個別に判断することになるかと思っております。

**【白石委員】**

これも非常に重要な問題で、番号を付けますよということ、個人番号カードを交付しますよということについては自治体が行うのですけれど、国の法定受託事務となっているわけですね。ですから、自治体は国の言う通りに行うしかないので、それらにおけるマニュアル・統一的対応が決まっていなくて、既に番号がつけられ、通知カードが配られようとしているということ自体、住民に対する極めて重要な問題です。なぜこのようなことを、きちんと国と自治体が対応したうえで実施をしないのか、プライバシー侵害の問題として極めて重要なことです。何と申しますか、全部がスケジューリング的に後手後手になって、場当たりの対応、後追いでやっているところが、このようなところから見えるのです。これは様式ですからこれ以上は言いませんが、私は少なくとも問題点としては、指摘しておきたいのです。

**【松行会長】**

ただいま、白石委員から、国と地方自治体との関係がこの法が施行されて間もないわけですが、マニュアルの整備、あるいはそれに代わる判断の客観的な基準等について未整備の状態であるように思われるので、そのことについて早急にしっかりした対応・整備をしてほしいという御意見を含めた発言がございました。

**【仮野委員】**

1点、今の関連ですが、聞いていたらこれから全国的にいろいろな問題が起こりそうだと感じました。ですから、市でもどのような場合に請求が認められるのかどうかについては、ある程度準備をしておいたほうがいいですね。国はやってくれないようですから。

**【白石委員】**

でも、国の仕事として市区町村が代理で行うということになっているのです。

**【仮野委員】**

本来そうですけど、市でも準備をしておきながら、国や地方公共団体情報システム機構に言うべきだと思います。このままではいろいろな問題が起こる可能性

が大きいですから。

**【白石委員】**

ついでに1ついいますと、住民票コードは、理由があれば何回でも変えられますが、その住民票コードから12桁の個人番号を作成するわけです。ですから、元の住民票コードが変わったら、何らかの形で変更履歴等が紐付けされていくはずですから、本来であれば個人番号、マイナンバーについても変更可ということ的前提としなければ、矛盾しているのです。ですから制度設計として、非常におかしいと思います。

**【松行会長】**

この番号法の施行に伴う報告案件の中で、特に脚注に注がついているようなところは、当市のみならず全国の市区町村等におきまして同じ問題があると仮野委員、白石委員から貴重な御意見をいただきましたことを本審議会に記録いたしますと同時に、当該担当課におかれましても、昔LASDECと呼ばれていた地方公共団体情報システム機構等に何らかの形で意見の申し入れ、審議会でこのような意見があったが、対応はどうか、その整備状況はどうかということについての情報の入手、意見提示をしていただくとありがたいと、会長としても思います。

それでは、他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

**【総務課長】**

事業概要集2ページ、「住民基本台帳事務について」でございます。届出番号09-163「住民票の写し等交付申請書」、届出番号09-145「住民異動届兼職権記載書兼申出書」及び届出番号09-147「住民票の写し等交付請求書」の合計3件を関連しておりますので一括して説明させていただきます。同じく市民課の案件でございます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行され、平成27年10月5日より全住民に対して個人番号が付番されました。

このことに伴い、住民票の申請書や住民異動届出書の様式に変更が生じたため、届出を行うものでございます。

保有届につきましては、7ページに09-163、そして20ページに09-145と147を掲載してございます。保有する個人情報でございますが、これ

は28ページと29ページに別紙で掲載してございますので、併せて御覧ください。書式につきましては、様式類集38ページから40ページです。複数の資料で申し訳ございませんがよろしくお願い致します。

**【松行会長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【白石委員】**

質問ですが、今の案件は様式類集の38ページから40ページですよ。これらのどの部分を変更しているのかが分かりません。届出状況報告書の28ページ、29ページは分かるのですが、様式の変更部分が分からないので教えてください。

**【市民係主事】**

38ページについては、今回の番号付番に伴い、新たに作成した様式です。

**【白石委員】**

3つともそうですか。

**【市民係主事】**

残りの2つは変更となります。

**【白石委員】**

要するにこれに連動しているということですね。

**【市民係主事】**

39ページの住民異動届出書の変更点ですけれども、小さくて申し訳ないのですが、右側に通知カード、個人番号カードを保有しているかどうかについてチェックする欄がございます。個人個人について、通知カードを受け取られて、持参しているかどうかについて確認欄を設けさせていただきました。

**【白石委員】**

39ページは、右の太枠の欄外、太枠のさらに右ですね。40ページが真ん中の④番のところですね。

**【市民係主事】**

40ページについては、そうです、④番の「個人番号」という記載です。

**【仮野委員】**

39ページのどこですか。

**【市民係主事】**

この表の異動者、異動者の方のお名前等を書いていただく欄の右側の端になる

のですけれども、通知カード、住基／個人番号カードという部分です。今まではこの部分がありませんでした。

**【松行会長】**

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

**【総務課長】**

次に事業概要集の4ページ、「高額介護サービス費の負担区分判定業務について」です。届出番号27-103「介護保険基準収入額適用申請書」でございます。介護福祉課の案件でございます。

高額介護サービス費用は、介護サービスを利用して支払った自己負担額が一定の限度額を超えた場合、その超えた分について申請すると戻ってくるという制度でございます。

介護保険法等の改正により限度額が引き上げられることとなり、一般世帯の限度額は改正後も37,200円に変更はございませんが、現役並みの所得を有する方がいる世帯は上限額が37,200円から44,000円に引き上げられます。

具体的な引き上げ要件としては、世帯内に課税所得145万円以上の被保険者がいる場合には、世帯の上限額を44,000円に引き上げます。ただし、世帯内の第1号被保険者の収入の合計額が520万円（世帯内の第1号被保険者が本人1人の場合は383万円）未満の場合には、上限額を37,200円に戻します。

基準収入額適用申請書を提出していただくことで、収入額の把握を行い、上限額の判定を行うため、届出を行うものです。

保有届については15ページです。保有する個人情報としましては、氏名、性別、生年月日、住所、印影、本人との関係、収入、電話番号でございます。参考資料としまして、39ページから40ページに制度の概要を付けてございます。

書式につきましては、様式類集29ページを御覧ください。

**【松行会長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

事業概要集4ページ、「市街地再開発事業施行地区内における建築行為等許可業

務について」でございます。届出番号43-41から43-47までの7件を一括して説明させていただきます。まちづくり推進課の案件でございます。

市街地再開発事業に係る組合設立認可の公告があったとき、当該施行地区内において、当該事業の物理的な障害となるような建築行為等を禁止するため、都市再開発法では、これらの行為を行おうとする者は、市長に対して申請を行い、許可を受ける必要があります。なお、市長が許可等の判断を行うにあたっては、あらかじめ、当該再開発事業の施行者の意見を聞かなければならないため、申請者には施行者に対する情報提供に係る同意書も併せて提出していただくものです。なお、受理台帳につきましては、当該届出書に係る情報を一括して処理するため、受理台帳を作成及び管理すること等から、新たに個人情報を保有するため、届出を行うものでございます。

保有届は、15ページから17ページです。個人情報の内容につきましては、別紙となりまして、26ページと27ページに記載されております。参考としまして、41ページに法令として都市再開発法の抜粋を付けてございます。書式は、様式類集の30ページから36ページでございます。

#### 【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

#### 【総務課長】

事業概要集5ページ、「小金井市市街地再開発事業補助金交付申請受付業務について」でございます。届出番号43-38「小金井市市街地再開発事業補助金交付申請書に係る添付図書一式」の変更届です。まちづくり推進課の案件でございます。

市街地再開発事業は、不燃共同化や防災性・安全性向上など土地の合理的かつ健全な高度利用及び環境の整備等に資することから、小金井市市街地再開発事業補助金交付要綱を制定し、事業施行者等に対して補助金を交付しているところです。当該申請にあたりましては、平成26年度第4回審議会で届出をしている本要綱の様式に定める書類のほか、別途、国の要領で定める書類の様式が新たに必要となるため、届出を行うものでございます。

保有届につきましては、21ページを御覧ください。個人情報の内容につきましては36ページの別紙に記載してございます。参考としまして、42ページに

補助金の交付要綱を付けてございます。

**【松行会長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

次に、保有届の22ページ、届出番号11-244の廃止届でございます。保険年金課の案件でございます。国民健康保険税の収納業務を納税課へ移管することによるものです。

**【松行会長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、諮問事項に移らせていただきます。事業概要集1ページ、諮問書についても1ページです。諮問第21号「人事・給与システムについて」、職員課、庶務課の案件でございます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、平成27年10月以降個人番号が通知され、平成28年1月からは、社会保障・税・災害対策の行政手続で個人番号の利用が開始されることになります。

また、平成27年度の税制改正により、非居住者である親族の扶養控除等の適用時は、書類の提出及び記入が求められることになりました。

小金井市におきましても、事業所として職員及び扶養親族の個人番号等の取得が求められることから、人事・給与システム及び給与所得者の扶養控除等申告書に記録し、管理を行う必要が生じるため、届出及び諮問を行うものでございます。

個人情報記録項目につきましては、諮問書2ページから6ページのうち、6ページにあります228番の「個人番号」が追加項目でございます。

諮問に関連する保有届ですが、保有届の18ページから19ページ、届出番号07-193及び30-80「人事・給与システム」、届出番号07-64及び30-52「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の変更届です。変更する個

人情報の内容につきましては、保有届18ページから19ページの個人情報の内容を御覧ください。給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の書式につきましては、様式類集の37ページに付けてございます。

**【松行会長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【白石委員】**

この案件では、個人番号の項目が最後に追加されるということでこれはこれでいいのですが、先ほどの個人情報保有等届出状況報告書の中でありました、共済組合の年金の仕組みが変更することについては、人事・給与システムの変更は全くないのでしょうか。

**【職員課給与厚生係長】**

共済組合に関係するシステム変更につきましては、前回諮問させていただき、承認していただいているところです。

**【白石委員】**

すいません。前回、欠席をしていたので。では、今回は個人番号の追加のみですね。

**【職員課給与厚生係長】**

はい。

**【松行会長】**

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

**【総務課長】**

事業概要集1ページ、諮問書は7ページでございます。諮問第22号「国税・地方税電子申告システムについて」、職員課、庶務課の案件でございます。

国税、地方税に関する各種手続について、インターネットを利用し電子的に手続が行える仕組みとして、電子申告システムの利用が推奨されております。

インターネットを利用し電子データとして送受信することができるため、距離的な制約や時間帯の制約などが解消され、業務が効率化するメリットがあります。

これに伴い、国税、地方税に関する各種手続きを電子的に実施するためのシステムを導入し、税に関する情報を記録・管理を行うことから、届出及び諮問を行うものでございます。

個人情報の記録項目は、諮問書 8 ページを御覧ください。参考資料として 9 ページに概要を付けてございます。

諮問に関連する保有届につきましては、保有届 6 ページ、届出番号 07-230 及び 30-105 「国税・地方税電子申告システム」です。個人情報の内容につきましては、23 ページに別紙を付けてございますが、諮問の個人情報の記録項目と同様でございます。

**【松行会長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

事業概要集 2 ページ、諮問書は 10 ページを御覧ください。諮問第 23 号「認証業務関連事務の委任について」です。市民課の案件でございます。

平成 27 年 10 月の社会保障・税番号制度開始に伴い、平成 28 年 1 月から交付が開始される個人番号カードについて、市町村は「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」第 2 条第 3 項に規定された認証業務を行うこととされておりますが、認証業務のうち、一部の事務につきましては、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」といいます。）に委任できる旨が「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則」にて規定されてございます。

今回、この施行規則の規定に基づく認証業務関連事務のため、個人情報を機構へ委任することに関し本審議会に諮問するものでございます。

なお、機構への委任につきましては、機構及び東京都より委任書の提出を求める通知を受け、委任書を提出済みであるということも申し添えます。

個人情報の記録項目は、氏名、住所、生年月日、性別、発行する電子証明書の区分です。参考として、諮問書 11 ページから 15 ページに資料を付けてございますので御覧ください。

**【松行会長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【白石委員】**

諮問書 11 ページに今年の 7 月 31 日付けで委任ですという通知がありますが、

その中にパブリックコメントを実施中とあり、施行規則が決まればと記載がありますが、パブリックコメント後に公布された施行規則が14ページ、15ページのものという理解でいいですか。

**【市民係主事】**

おっしゃられたとおり、14ページから15ページのものが日付として9月16日に公布された内容です。

**【白石委員】**

省令公布日が9月16日ですか。

**【市民係主事】**

はい。公布された内容を14ページから15ページに付けております。

**【白石委員】**

省令の公布日がなかったのでお聞きしました。

**【土屋委員】**

委託先に指定情報処理機関とありますが、具体的にはどのような機関ですか。指定情報処理機関とありましても、一体どこでどのようにするのだろうかと思ひまして。委託内容に継続的委託とあり、継続してこの機関に委託するのでしょうかから具体的に教えてください。

**【市民係主事】**

指定情報処理機関は、J-LIS、地方公共団体情報システム機構という団体です。全自治体から個人番号カード、通知カードの作成を委任されている機関となりまして、その機関に公的個人認証に関する事業についても同様に委任を行うこととなっております。

**【土屋委員】**

民間の機関ですか。

**【情報システム課長】**

J-LISといいますのは、もともとは財団法人地方自治情報センターという名称で平成16、7年ぐらいに設立されたかと思ひます。総務省の関係でe-JAPANという日本のIT化の推進に取り組んでいたこと、あと住基ネット関係、そういったものを主管としておりました。ところがここで番号制度が始まることに伴ひまして、昨年からは地方公共団体情報システム機構、J-LISという形に変わっております。ですので、例えば先般の情報連携の審議会案件の中でLGWANについて説明させていただいたところですが、こういったものも管轄している団体というところがございます。

**【仮野委員】**

住基カードを取り扱っていたセンターが名称を変えた機関なのですね。

それで、個人番号カードが作成されて受け取りに市役所に行った際、住基カードは返還するのだと思いますが、住基カードを持っていない場合はどうなるのですか。

**【市民係主事】**

住基カードと個人番号カードの両方を持つということは許されておられませんので、住基カードは返却していただき、廃止の手続きをしまして個人番号カードを交付することとなります。住基カードをお持ちでない方は、返していただくものはありませんので、新規に個人番号カードを申請いただいておりますということになりますが、ただ、その際に通知カードは返却していただきまして、個人番号カードを交付するという流れになっております。

**【仮野委員】**

結局、住基カードは無駄遣いに終わったのだと私は考えているのですが、国税が無駄に使われた一つの象徴として残したいので返却したくないという人がいた場合はどうするのですか。

**【市民係主事】**

システム上では廃止とされまして使えないカードとなりますが、記念に持っていたいという方も実際にいらっしゃいます。事務運用上、廃止されていることがわかるような処理をして返却することは許されておりますので、ICチップに穴を開けるといった処理をしてご本人へ返却させていただくことはございます。これは、1月以降も、同じような対応になろうかと思っております。

**【松行会長】**

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

**【総務課長】**

事業概要集3ページ、諮問書につきましては16ページでございます。諮問第24号「基幹系固定資産税システムについて」、資産税課の案件でございます。

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものであります。償却資産の所有者に対しては、地方税法第383条により、毎年1月31日までに資産

の所在する市町村への申告が義務付けられており、市では毎年12月1日に償却資産所有者に対して、一斉に申告書類一式をお送りしているところです。

市に提出された償却資産申告書等に係る個人情報の保有等につきましては、改正前の小金井市個人情報保護条例第3条第1号の規定により、事業を営む個人の当該事業に係る情報が個人情報の対象外であったため、届出をしておりませんでした。しかし、小金井市個人情報保護条例の改正の施行に伴い、事業を営む個人の当該事業に係る情報も個人情報に含まれることとなったため、様式の保有等に関する届出及び諮問をいたします。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び地方税法施行規則の改正により、申告書の様式にマイナンバー（個人番号）欄が追加されますので、併せて届出をいたします。

個人情報の記録項目につきましては、諮問書17ページから21ページに記載がございますが区分欄に○印がございます135番から184番までが追加項目です。参考資料としまして、諮問書22ページから25ページに概要等を付けておりますので御覧ください。

諮問に関連する保有届でございますが、保有届13ページ、届出番号40-165「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」、届出番号40-166「種類別明細書（増加資産・全資産用）」、届出番号40-167「種類別明細書（減少資産用）」の開始3件と、保有届20ページ、届出番号03-53「基幹系固定資産税システム」の変更1件でございます。個人情報の内容につきましては、開始の3件につきましては、保有届24ページから25ページ、変更の1件につきましては、諮問と同様でございますが30ページから34ページを御覧ください。書式につきましては、様式類集21ページから23ページに付けてございます。

**【松行会長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【白石委員】**

届出状況報告書は、13ページの40-165、166、167の3つですか。もう1つありますか。

**【総務課長】**

保有届20ページに届出番号03-53が変更で1件ございます。

**【白石委員】**

そうしますと、保有届20ページの03-53の変更理由に番号法と小金井市

個人情報保護条例改正による変更と書いてあるのですが、様式類集の21ページにある償却資産申告書（償却資産課税台帳）に個人番号又は法人番号の欄がありますが、これは保有届の13ページにある40-165に該当するのですよね。この辺が複雑でよくわかりません。03-53の変更の書類は、どこにあるのでしょうか。要するに、個人番号が記されるというところについては、この03-53のどこにあるのかということを知りたいのです。

**【情報公開係長】**

すみません。03-53の変更に関しまして、こちらはシステムになります。それで申し訳ありません、変更理由が間違っておりまして、これに関しましては、「小金井市個人情報保護条例の改正に伴う変更」ということをごさいます。前段の番号法に関して、個人番号の保有は本システム上いたしませんので、訂正をさせていただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

**【松行会長】**

よろしいでしょうか。訂正があったということをごさいます。

**【白石委員】**

それでシステムについて、先ほどの人事・給与システムなどは、記録項目の一覧表がありましたが、この案件についてはそのような一覧表はないのでしょうか。

**【情報公開係長】**

保有届30ページから34ページにシステムの記録項目がごさいます。

**【白石委員】**

33ページの135番から34ページの184番までをシステムに追加したということですね。

**【情報公開係長】**

はい。そうごさいます。

**【松行会長】**

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

**【総務課長】**

事業概要集3ページ、諮問書26ページを御覧ください。諮問第25号「小金井市権利擁護センター運営委託業務について」、地域福祉課の案件ごさいます。

成年後見制度は、認知症や知的・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方を保護・支援する制度です。

現在は、親族以外に専門職後見人といわれる弁護士、司法書士、社会福祉士などが後見業務を担っています。しかし、今後は認知症高齢者などの増加に伴い、成年後見制度の利用件数が急増し、専門職後見人の不足が懸念されております。

このような中で、同じ地域に住み、共に生活してきた関係を活かした後見業務を行うことができる「市民後見人」を養成する講座を開催し、市民後見人の養成を図ります。

事業開始に伴い、新たに様式を保有すること及び本業務を業務委託にて実施しますので、届出、諮問をさせていただきます。

個人情報内容につきましては、諮問書27ページの別紙を御覧ください。参考資料として、28ページから32ページに概要等、33ページに以前の諮問書を参考に付けてございます。

諮問に関連する保有届につきましては、保有届14ページ、届出番号17-555「市民後見人養成講座（基礎課程）受講申込書」、17-556「市民後見人養成講座（応用課程）受講申込書」及び17-557「成年後見制度受任候補者登録申請書兼登録台帳」の3件です。保有する個人情報としましては、届出状況の表中、個人情報内容を御覧ください。書式につきましては、様式類集24ページから28ページにございます。

**【松行会長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【仮野委員】**

市民後見人は、全国的に取り組みが行われているのですか。

**【地域福祉課長】**

後見につきましては、いわゆる親族後見人がありますが、減少する傾向であり、弁護士の方などの専門職の方が後見人という形でやっけていただいておりますが、それでもやはり負荷がかかるということで、このたび市民目線という形で、市民後見人制度、これは東京都が行っていたものですが、市区町村に努力義務という形で下りてきまして、このたび小金井市が行うことになりました。ただ、市民後見人は、市民の方ですので取り扱う業務については専門職の方とイコールではなく、当然範囲が狭まるものと思いますが、ひとつの受け皿として、地域福祉の充実という言い方もおおざっぱで申し訳ないのですけれど、そのような観点で、市民後見人制度、ようやく調整がまとまりまして、このたび小金井市も事業、養成講座を開始させていただくということで、諮問させていただいた次第です。

**【仮野委員】**

わかりました。取り組みとしてはいいと思うのですが、専門職の後見人と、資格要件、あるいは法的な面でもかなり違いますよね。市民後見人は、相談業務を行うだけでしょうか。

**【松行会長】**

弁護士や司法書士の資格がなくても、ある一定の専門的講習を受け、かつ、ここで重要なのは良質の第三者後見人等の候補者で信用できる人、コモンセンスを持った人と注文が付けられております。これは当然だと思いますが、担当課から付け加える説明はございますか。

**【地域福祉課長】**

会長がおっしゃられたとおり、弁護士、司法書士の資格を持たない方であっても、地域貢献、社会貢献意欲の高い方を市民後見人とする。ですから、そのような倫理の高い方を選ぶことがまずあります。草の根的にそういった方が全体的に広がっていくことが究極的なことかと思いますが、まず今回、入口としてそういった倫理観、地域福祉に対しての熱い思いのある方を市民後見人として養成し育てていくことが主になります。

**【仮野委員】**

市民後見人は、家庭裁判所が判断してから動き始めるのですか。

**【地域福祉係主事】**

委託先である社会福祉協議会において、成年後見の受任をできる対象として名簿に登録させていただき、その後市民後見人の方が受任できる候補者が出てきたときに家庭裁判所に申立を行い、家庭裁判所に認めていただいて、初めてその方の後見活動が始まるという流れになっております。

**【白石委員】**

私の友人もある都内で行っているのですが、制度としては非常にいいと思うのですが、個人情報保護の観点から質問です。

様式類集 24 ページから受講申込書等の様式がありまして、今回新たに保有されるのが、志望動機、職歴、学歴、印影、写真などです。それで、素朴な疑問ですが、個人情報を収集する原則からすれば、必要以上の個人情報は集めないということが前提にありますよね。それを考えると、例えばこの顔写真を受講証でなぜ必要とするのでしょうか。その後に認定証のようなカードが作られ、そこに顔写真が入るなど連動していくのであればこの顔写真の意味が分かりますけど。それから学歴を入れる必要があるのかどうか。これも場合によってはセンシティブ、

要するにこの資格は必要ですということが必要条件として入っているのであれば分かるのですが、あえて学歴を聞く意味が今の時代ではそれほどないと私は思っていますので、この最終学歴を入れるということが、この養成講座にとって必要不可欠なものなのかどうかということを個人情報保護の観点から説明いただければと思います。

#### 【地域福祉係主事】

まず顔写真につきましては、やはりこのような人の命を預かる、金銭の管理、権利を擁護するという立場にある方をこちらで選んで受講していただきますので、その後、部署なり、権利養護センターと連絡を取り合って信頼関係をつくっていくうえで、お顔が分かって、その人の素質というのを把握しておく必要や義務があります。そういった点で、お顔と名前が一致して連携をとっていくことは、信頼関係も含めて必要ではないかと思えます。

あとは、学歴ですけれども、講座に参加していただく方を選ぶ選考基準がありまして、その中に福祉や介護を学んだ者という事項があります。どういった学歴がどの程度必要かということではなく、今までの福祉に触れてきた機会であるとか、そういった点を把握するための情報ということになります。

#### 【白石委員】

善意の気持ちとしてはわかりますけど、個人情報保護の観点からすると、はたしてどうなのかと思えます。今のような目的があれば、その目的を達成するために必要最小限度は何なのかというようにしないと、国も行政もある意味では民間事業者もそうですけど、情報を集めたがるのです。それでいっぱい集めてしまうと、いろいろな形で目的外利用されてしまう、あるいは流出につながるので、業務上の趣旨はわかりますけれども、やや異議があるという意見だけ申し上げます。

#### 【松行会長】

後見人制度は、認知症等の市民も多数存在しておりますので、やはり非常に専門性と倫理性、かつ何と言いましょうか、特に関連してということで、余計な情報が市民後見人に伝わることによって、地域社会の中でそれが、英語では *spill over* と専門語で言っているのですが、何とはなく言わなくても浸みてわかることという、情報の *spill over* によって、拡散してしまうということも、学問的にはそのようなことも想定されますので、今、白石委員が質問されたことは、非常に個人情報保護に関することですが問題を持っているかと思うのですね。これは、やはり、後見人制度そのものに対する、広くは弁護士や司法書士であっても、同じ倫理性が問われているわけでありますので、この制度は上手

に市民社会の中で利活用しなくてはいけないということではないかと会長も思います。今後、養成講座が試験的に実行されるわけでございますけれども、審議会におきましても、やはり関心を持ち続けていたいと白石委員の質問について会長もそのように考えました。

**【仮野委員】**

私は、写真は必要ではないかと今聞いていて思うようになりました。なぜかと言いますと、これは非常にセンシティブな仕事ですよ。お金も絡んできますし。そうすると、写真がないとなりすましがあられるかもしれないですよ。ある意味、資格の有無の欄に弁護士から保健師まで書かれていますけれど、公的な仕事になってきますよね。そしてお金に関わる、場合によっては命に関わるような仕事ですから、写真があり、その人の顔が結びついたほうがいいのではないだろうかと思えます。ただし、最終学歴が必要かどうかはわかりません。ただ、私はこの講座を受けても、過去に福祉関係の職業で就業がないし、過去に参加したボランティアは、地震のときに気仙沼に行ってゴミ拾いをした程度ですし、資格の有無でも、ほとんど持っていないので無理だと思いました。市民後見人になるのは、かなりハードルが高いですね。

**【土屋委員】**

今言われたように、市民後見人は非常に重要な仕事に就くのですから、できるだけ個人情報というのではなく、それを包み隠さず公開しておかないと安心できないということがありますよね。学歴を載せてもいいと思えますし、嫌だという人は後見人にならなければいいと思えます。後見人となり、認知症等になった人を後見するのですから、それこそ全部オープンにしないとまずいのではないかと私は思います。学歴もある意味では、そのような信頼にも繋がるかもわかりませんから。

**【仮野委員】**

写真、学歴も含め、収集したものが外に漏れないようにはしなければいけないことは絶対条件ですけどね。

**【土屋委員】**

それはそうです。

**【亀山委員】**

この学歴は専門的な知識を有しているかを知るための学歴ですか、それともただ最終学歴を知るためですか。

**【地域福祉係主事】**

申込書の項目は、受講者を決める選考基準を基に作成しています。資格を持っている方を選びたいということではなく、意欲のある方に参加していただきたいと考えておまして、資格を持っていなければ受けられないということはありません。

選考基準ですけれども、生活支援をされている方、生活支援をされていた方、資格の有無のところに書いてあります資格をお持ちで、かつ都内の家庭裁判所に名簿照合をまだされていない方、あとは、経済、福祉関係の職業に就いている方、大学等において福祉学・介護学を学んだ方、現在ボランティア活動をされている方、過去に福祉関係の職業に就いた方、過去にボランティア活動をされていた方、受講動機における意欲があると認められる方、以上が選考基準になっております。意欲と倫理観のあるこの人なら、営利目的で応募してきていないなというところですか、なぜ応募してきたのか分かる、そういった判断で受講者を選んでいくということを考えておまして、このような申込書の項目となっております。

#### 【白石委員】

最後に意見を言わせていただきたいのですが、これは受講申込書で保存年限が5年です。この後に実際に講習を受けて、そこで直接つめていくわけですよ。ですから、この紙自体は確かに選考基準として一つあるかも知りませんが、この紙の情報で判断するのではなく、最終的には、受講していただいている方、講師、あるいは受講生同士、それらの中でいろいろなものが作られて信頼関係ができていくものだとは私は思っています。

世界基準から見れば、監視社会学の観点、世界ではこれが相当広がっていますけれども、例えばある特定の防犯カメラで映像を映すとき、世界的には人種や肌の色など、それによって明らかに監視する側が有意差を付けるという傾向があるのです。それから学歴についても学歴がある・ないではなく、具体的にどのような専攻を学びましたかというようなことが大事であって、大卒だから信頼できる、高卒だから信頼できる、中卒だから信頼できないということ自体が社会的な差別なのです。ですから、日本はもっと日常的にそのような人権問題をベースに物事を組み立てていかないと大変困ると私は思います。

#### 【仮野委員】

今の白石委員の意見や他の委員の意見を頭に入れておいてほしいですね。これは何と申しますか、第2司法書士のような感じですかね。司法書士ではない、行政書士でもない、弁護士でもない。第2、第3番目の司法書士という感じで非常に重要です。ね。

**【朝倉委員】**

初めてこのような申込書などを拝見させていただいたのですが、この書式は先行して実施している他の市区町村の書式に基づいて作成されたのでしょうか。

**【地域福祉係主事】**

東京都で実施していた養成講座を市区町村で行うことになったということで、東京都で使っていたものですかやり方を参考にしております。

**【朝倉委員】**

特に小金井市が写真を追加したとか、項目を追加、削除したなどの大きな変更はないということですか。

**【地域福祉係主事】**

特に小金井市だから入れたというものはありません。

**【松行会長】**

それでは、相当これは慎重審議で、各委員からの御質問・御意見もたくさんございました。このような認知症の高齢者が激増することが予測されている中で、やはり国家的な仕組みとして将来的に整備していかなくてはいけない日本ではないかと思えます。地域のローカリティ、地域性を加味して、地方公共団体が何らかの講習を含め、そのような制度の維持を含めて支援していき、市民が利活用していくという循環するシステムが構築されなくては、やはり一抹の不安は残っていくものですから今後も関心を持ってまいりたいと思えます。

それでは、この案件を承認といたします。

それでは、次の案件の説明をお願いします。

**【総務課長】**

事業概要集4ページ、諮問書34ページでございます。諮問第26号「小金井市在宅人工呼吸器使用者災害時支援情報システムについて」、健康課の案件でございます。

本事業は、平成24年3月に制定された東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に準拠し、災害時に人工呼吸器使用者を適切に支援できるよう、当該使用者について一覧表で管理することを目的としております。

従来は、主に平常時の災害時個別支援計画作成対象者の一覧として、情報を保有しておりましたが、より迅速かつ的確な支援活動を目指し、災害時に活用できることとするため、援助に必要な個人情報を記録項目に追加することから、届出、諮問を行うものです。

個人情報の記録項目につきましては、諮問書34ページを御覧ください。10

番から19番が追加項目です。資料として35ページに概要を付けてございます。

諮問に関連する保有届は、保有届21ページ、届出番号41-523「小金井市在宅人工呼吸器使用者災害時支援情報システム」の変更届でございます。個人情報の内容につきましては、35ページに付けてございますが諮問の個人情報の記録項目と同様でございます。

**【松行会長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【多田委員】**

文書と電子的記録を併存させているのですが、どうして併存としているのでしょうか。

**【健康課主査】**

まず、電子的記録につきましては、平時のときから対象者が変更になった等ございますので、PCでワープロ的な扱いとしてデータの更新をするために電子的に保存いたします。他のデータベース化、他のシステム等に連携することはございません。また、紙ベースで保存をすることにつきましては、災害時などの緊急時においてこのリストを使用することを目的としておりますので、電子データでの保存と紙での保存は必要不可欠と考えております。

**【松行会長】**

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

**【総務課長】**

事業概要集5ページ、諮問書につきましては36ページ、37ページでございます。諮問第27号「通学路防犯カメラシステムの本人以外収集について」、諮問第28号「通学路防犯カメラシステム保守点検委託について」、関連しておりますので一括して説明いたします。学務課の案件でございます。

教育委員会では、東京都通学路防犯設備整備事業補助金を活用し、小学校の通学路における児童の安全確保の強化を目的に学校や地域が行う見守り活動を補完するため、防犯カメラを整備し、児童の安全確保をより一層高めていきたいと考えております。

設置場所につきましては、市立小学校の通学区域内の状況を一番把握している学校、保護者、地域の皆様からの希望を尊重し、通学路防犯カメラを8校の指定

通学路に36台設置するものとなりました。

以上のことから、新たに個人情報を保有するための届出、また防犯カメラの性質上、本人以外収集となることから、本人以外収集及び保守点検に係る委託についての諮問を行うものでございます。

個人情報の内容につきましては画像です。参考資料としまして、諮問書38ページから41ページにこれらに係る要綱（案）を付けてございます。

諮問に関連する保有届でございますが、保有届17ページ、届出番号31-48「通学路防犯カメラシステム」です。個人情報の内容につきましては、諮問と同様でございます。

**【松行会長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【土屋委員】**

諮問第28号の保守点検委託のところで、委託先が未定、委託の内容が継続的委託とありますが保守点検はカメラの中の個人情報が漏れる可能性が非常にあると思います。継続的委託で行うにしても、ある一定の期間で見直しをし、委託先に緊張感を与えておかなければいけないと思います。いろいろな保守点検、例えばエレベーターもそうですけど、一旦その仕事を請け負うとなかなか見直そうとしないことから、金額も高くなり、適当な保守点検でお茶を濁し、長い年月委託してしまうことがあるのでその辺は考えていただきたいという意見です。

**【学務課長】**

今回の防犯カメラの保守点検の関係は、予算としては単年度ごとの予算を想定しておりますので、どのような業者に決まるかというところではあるかと思いますが、できれば競争の原理を活かし、個人情報の取り扱いについては、厳重に管理していくという考えで進めていきたいと考えています。

**【仮野委員】**

保守点検ですが、委託先は画像を見るのでしょうか。何日かに1回動作確認をするだけでしょうか。それとも画像を見てチェックするのでしょうか。

**【学務課長】**

今回の防犯カメラの保守点検に関しましては、長期的な機器の管理というところもしていかなければいけないというところもございますので、画像がしっかりと写っているかどうかの確認はしなければならぬと考えております。ただ、モニターによる監視を行うものではございませんので、SDカードを入れておいて、

そこに録画をするというような形を考えております。それがしっかりと写っているかどうかということについては、委託業者に確認していただかないといけないかと考えております。点検につきましては、毎週の点検はなかなかできるところではございませんので、学期に1回、年3回程度の動作確認などの点検を考えています。

**【仮野委員】**

学期に1回。それだけの情報量を蓄積できるということですか。

**【土屋委員】**

これは1週間、2週間だけ画像を保管しておくということだと思いますけど。

**【学務課長】**

7日間録画しまして、その後上書きをしていくような形になっておりますので、保存期間は7日間です。

**【土屋委員】**

今、仮野委員が言われたように保守点検は信頼できる業者でないと、7日間の保存期間としておいても、勝手に長期間保存できるような装置を設置するかもしれません。委託事業者の選択については、費用等のこともあるかと思いますが、しっかりされないといろいろと課題が出てくると思います。

**【白石委員】**

諮問書の38ページから要綱(案)があります。今までも防犯カメラについては、スポーツセンターなどの事案がありましたがあえて学務課にお伺いします。39ページの第9条の画像等の情報提供の制限に提供できる場合があります。その提供する判断をするのは管理責任者ですから、学務課長になりますよね。その場合として3つありまして、「本人同意がある場合」、これは珍しいですよ。次に40ページにある(2)「法令に基づく場合」、それから(3)「やむを得ない理由がある場合」、先にこの(3)についてですが、「やむを得ない理由がある場合」とは、管理責任者の学務課長が判断されるということですか。その判断基準等、これは総務課に聞いたほうがいいのかもしれませんが、小金井市として統一基準があるのかどうか。

それから(2)の「法令に基づく場合」ですけれども、例えば刑事訴訟法第197条は、ある被疑事件に対して強制的な捜査ではなく、捜査に協力してくださいという任意捜査ですが、警察が役所のいろいろな機関に対して、刑事訴訟法第197条に基づいて任意提出してくださいと依頼すると、大体、役所は提出するケースが多いのです。そのようなことを含めて「法令に基づく場合」とは、具体的に

どのような場合を想定されているのか。前提となるのは、行方不明、あるいは犯罪の事例が出たときにそれを後追いしながら調べますというケースが、防犯カメラにはあります。抑止効果も若干ありますけど。その辺のことをお願いします。

**【学務課長】**

最初に第9条第3号の「市民等の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由がある場合」の想定ですが、例えば認知症の方が行方不明になってしまった、障害をお持ちの方が行方不明になってしまったときに緊急かつ身体的、生命に関わる部分がある場合は、協力をさせていただくようことになるかというところで載せてございます。

それから、「法令に基づく場合」ですけれども、基本的には裁判官の発行する令状、裁判所からの文書提出による命令書などを考えています。刑事訴訟法第197条第2項の関係ですけれども、こちら捜査機関からの照会依頼を受けた場合、必ず文書によるものと考えております。任意の口頭による依頼では応じられないと考えております。

**【白石委員】**

総務課も同じ見解ですか。統一基準等を作られていますか。

**【総務課長】**

防犯カメラの条例を所管しております地域安全課から説明させていただきます。

**【地域安全係主任】**

1月1日施行の「小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」は、地域安全課が担当しております。地域安全課としましても、統一基準というところまでではないのですが、どのような場合に外部提供ができるかということにつきましては、学務課長が今言われたところになるかとは思いますが。当然、刑事訴訟法第197条第2項に基づいて文書による請求があった場合においても、照会依頼についてすべて提供しますということではなく、内容を精査し、重要性等を吟味したうえで提供できるものは提供いたしますし、必要ないと判断すればできないといった回答になるとの見解でございます。

**【亀山委員】**

防犯カメラを設置することについて本人通知は無とありますよね。先ほど保護者と一緒に設置する場所を決めたという説明がありましたが、保護者は防犯カメラを設置することは御存知ということですか。

**【学務課長】**

設置に関しましては、2回ほど学校に調査をしております、保護者、地域の

方からの御要望があったかどうかということも含めて、学校長がPTAの代表の方、PTAの方たちと必要性などについてお話をさせていただき、その判断を学務課に報告いただきまして、設置をしていくという考えで行ってきております。保護者の方には、予算がつく前でしたので、設置に関する考え方などの具体的な説明は、学校を通して全校の保護者に通知させていただいております。

#### 【植草委員】

意見と質問です。意見としては、委員の皆さんから質問、意見が出ておりますけれども、私も今回の防犯カメラは、どこかの公会堂前に防犯カメラを設置することとは若干違うと思います。通学路に設置をされる、そうすると繰り返し同じ児童が通るということで、個人が特定されやすい映像が映るわけです。ですから、そのような意味では、他の防犯カメラの案件とは違うという認識を恐らく持っていただいていると思いますけれど、よりその辺を主として持っていただきたいという意見です。

質問は要綱（案）が載っていきまして、第12条あるいは第13条にいくつか書かれていますけれども、例えば第12条の3番目の最後に管理責任者はとありまして、必要な措置を取らなければならないとあります。要は盗難、紛失その他の事故が起きないようにしっかりと行ってくださいということですよ。あるいは、第13条に「設置者、管理責任者及び取扱者は、画像等から知り得た情報を他人に漏らしたり、不当な目的に利用してはならない。」と書いてあります。これは、当たり前なことでもそれをどのように担保していくのかということところがやはり大切だと思います。その辺の担保の仕方について、何かルールがあり、このようなことが起きたらこうする、あるいはそれが起きないためにこのようにする、といったものが、もし決まっているようであれば、1点でも教えていただきたいです。

#### 【学務課長】

第12条第3項の「個人情報漏えい、盗難、紛失その他の事故が生じないよう必要な措置を講じなければならない。」についてですが、具体的には防犯カメラ自体に施錠といいますか鍵がかかるようにします。カメラの中にあるSDカードにつきましても暗証番号によるセキュリティをかけるなどの対策をしていきたいと考えております。

それから第13条の秘密の保持ですが、これは防犯カメラに限らず、職員として知り得た情報を漏らしてはいけないということは、市としても個人情報保護として対応しているところでして、そのようなことに関する研修もしております。前提として、まずないというところですが、あった場合には職員に適切な

処分がされることになるかと思えます。

**【加藤委員】**

これは教育委員会の所管で、市長部局については地域安全課が所管するのですよね。条例が11月から施行されるようですが、既に市長部局が所管する防犯カメラについては、同じような要綱があるのですか。

**【地域安全係主任】**

市長部局の所管する防犯カメラについてとのことですが、市長部局に限らず、教育委員会を含め、市が設置する防犯カメラに関しましては、各課で要綱を定めて運用をしているところでございます。

**【加藤委員】**

各課で。

**【地域安全係主任】**

はい。

**【松行会長】**

それでは、大変、御意見と御質問が集中いたしましたけれども、本案件を承認とさせていただきます。

それでは、最後の案件でございますが説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

事例概要集5ページ、諮問書につきましては42ページを御覧ください。諮問第29号「しごとづくり事業委託について」、経済課の案件でございます。

当市では、平成26度開設した東小金井事業創造センター及び小金井市創業支援事業計画による起業家等への支援体制を構築してきたところです。今後、起業家の市内定着を図るため、女性や学生、フリーランス、起業予定者の具体的なしごとづくり、当市でのしごとづくり体制の強化、新たな拠点可能性の模索を行う必要があると考えてございます。

本事業では、上記の目的を達成するため、しごとづくりのセミナーや交流イベントを実施するに当たり、申込者から氏名等の個人情報を収集し、受付後に記録することから、新たに個人情報を収集・保有するため、本審議会に届け出るものでございます。

また、事業において、市内定着先調査・発掘モデル調査として、市内で利用可能な空き物件をモデル事務所とし、複数の市内起業家が共有で利用できる仮事務所を試験運用する際に、申請様式にて新たに個人情報を収集・保有することから、本審議会に届け出るものです。

なお、本事業は委託して実施するものであるため、委託に係る事項についても本審議会に諮るものでございます。

個人情報の記録項目につきましては、諮問書43ページの別紙を御覧ください。資料として44ページから47ページに仕様書を付けてございます。

諮問に関連する保有届は、保有届18ページです。届出番号14-177「しごとづくり事業に係るイベント受付簿」、14-178「しごとづくり事業モデル事業所利用申請書」でございます。14-177の個人情報の内容につきましては、氏名、性別、年齢、住所、職業、職歴等、電話番号、メールアドレス、参加動機です。14-178の個人情報の内容につきましては、38ページに別紙を付けてございますが、諮問の個人情報の記録項目と同様でございます。書式につきましては、様式類集41ページから46ページを御覧ください。

**【松行会長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【多田委員】**

保有届の18ページに目的外利用等が「有」とあるのですが、どのような目的外利用を考えているのか教えてください。

**【産業振興係長】**

今回、ビジネスチャンスを見つけるために参加される方が情報収集の対象となっております。立場が明確でないため個人情報として載せさせていただいておりますが、営業情報に非常に近いものだと考えております。それらの方々に、別の発注・受注を考えている方々を結びつけるマッチングのために活用しようと考えています。

**【松行会長】**

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

以上をもちまして、本日のすべての報告、諮問に関する事項について審議を終了いたしました。

それでは、本日の日程の「その他」に移ります。事務局から「その他」の報告等の説明をお願いします。

**【総務課長】**

2点ございます。1点目でございますが、小金井市個人情報保護条例及び同施行規則の改正についてでございます。前回7月23日の審議会で報告、御承認い

いただきました、いわゆるマイナンバー法、番号法の施行に伴う小金井市個人情報保護条例の一部改正につきましては、市議会第3回、9月でございますが、定例会にて御議決いただきまして、10月5日に施行をしております。その旨を報告させていただきます。本日配付いたしました、小金井市個人情報保護制度の手引につきましては、今般の改正部分につきましても記述をしておりますので、今後の審議等におきまして御活用いただければと思います。

2点目でございます。次回の日程ですが、2月4日木曜日に会議室をお取りしておりますが、皆様の御都合はいかがでしょうか。

**【松行会長】**

それではご承認いただいたとして、よろしいですね。

今回は、平成28年2月4日木曜日に会議室の関係で設定いたしました。したがって、同日午後6時から当801会議室にて本審議会を開催いたしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

本日は、新しい委員による審議会に伴う諸手続、大変たくさんの報告、審議事項の案件がございました。委員の皆さまの絶大なる御協力によりまして、慎重審議をさせていただきますと、大変時間が遅くまで要しましたがけれども、無事、さまざまな難題を含めて、審議を終了することができました。会長といたしましても、感謝申し上げます次第でございます。

それでは、ただいまをもちまして、散会といたします。ありがとうございました。

— 了 —